



平成23年度「プライバシーマーク制度」普及促進のための標語募集

入選作品発表

全国の皆様から、たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。
応募作品数1,009点の中から、選者に外部の有識者を迎え、厳正に選考しました結果、入選作品を決定しましたので、お知らせいたします。

【一般(消費者)の部】 (五十音順)

応募作品数 767作品

- 💡「安心は、Pのマークの有るサイト」
- 💡「消費者と 企業のために 安心マーク Pマーク」
- 💡「大丈夫 見つけて安心 Pマーク」

(最終選者による総合選評) 財団法人日本消費者協会 参与 長見 萬里野 氏

期せずして、「安心」と「Pマーク」のふたことの入っている標語ばかりを選んでしまった。応募作品もこのふたことのみ含まれたものが多かった結果でもある。消費者の立場で自分の個人情報を守ろうとすると、プライバシーマークのように分かりやすく、信頼性の高いシステムを利用するのが、賢明だ。

私が消費者の方々に個人情報のお話をするときは、必ずプライバシーマークが印刷物やホームページに記されている会社を選ぶと安心ですとお勧めしている。そんな気持ちで標語を選んだ。

【事業者の部】 (五十音順)

応募作品数 242作品

- 💡「個人情報 守る責任 得る信頼」
- 💡「プライバシー マークで示そう 保護意識」
- 💡「守ります あなたの情報 わが社の信頼」

(最終選者による総合選評) 慶應義塾大学 総合政策学部 准教授 新保 史生 氏

「プライバシーマーク」は、個人情報保護への取組みのシンボルとして、信頼という無形の価値を有形のマークによって確認することができ、付与事業者による自主的かつ高度な個人情報保護への取り組みを対外的に表明するとともに、その責任を明確にする役割を果たしてきた。

入選標語はプライバシーマークの趣旨を端的かつ的確に表しており、広く一般にマークの趣旨を広報し普及させる際に有用であるとともに、事業者が多大な労力を掛けて個人情報保護への取組みを行っている意義を分かりやすく説明する上で活用され、さらなる取組みへの原動力となることが期待される。

●作品の著作権等 : 1) 応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、当協会に属するものとします。

2) 入選作品は、今後当協会が作成するポスターやしおり等に使用することがあります。

●主催・問合せ : **JIPDEC** 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター プライバシーマーク事務局 (TEL: 03-5860-7563)
<http://privacymark.jp/>



* ロゴマークのほか、「プライバシーマーク制度」「プライバシーマーク」「Pマーク」「Privacy Mark System」「Privacy Mark」などは、すべてJIPDECの登録商標®です。